



北谷町告示第12号

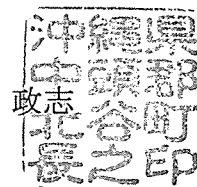
町道の占用を制限する区域を指定する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を下記のとおり指定することとした。

なお、関係図面は北谷町役場土木課において、令和7年2月27日から令和7年3月31日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月27日

北谷町長 渡久地



記

1 道路の種類 町道

2 路線名および占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
①北谷公園線	桑江1202番2地先から 美浜2番地先まで
②奈留川線	伊平二丁目29番2地先から 伊平一丁目19番地先まで
③桑江20号線	桑江一丁目5番15地先から 桑江一丁目19番地先まで
④宮城1号線	伊平二丁目89番地先から 港6番15地先まで
⑤宮城2号線	港6番15地先から 港16番3地先まで
⑥砂辺浜川境界線	浜川246地先から 浜川205—1地先まで

※備考：起点から終点に向かって左側の道路の隣接地の地番を起終点としている。